

第2回みんなで創る自治基本条例町民会議会議録（要旨）

会議名 第2回みんなで創る自治基本条例町民会議

開催日時 平成20年2月18日（月） 18：30 ～ 20：15

開催場所 しゃきっとプラザ1階集団健診ホール

【審議内容】

- 1 開会
- 2 町長挨拶
- 3 審議内容要旨

（1）ニセコ町まちづくり基本条例の概略について、事務局から説明。

【委員長】

- ・ このような形に集約し、美幌町の条例をみんなで作る事になる。
ニセコ町の条例を見ると、制定後、新たに加わえた条項もある。
美幌町の地域性の問題も条項に取り入れていく必要がある。
次回もう一度、噛み砕いた形で説明をするので、次回までに色々な疑問点の整理を、それぞれの委員さんで纏めていただきたい。
事務局も全てを理解しているわけではないので、知り得る範囲内でお答えする。また、調査・研究をしながら疑問点を解消し美幌町の条例を作って行きたい。
ただ今説明した、ニセコ町まちづくり基本条例で不明な点や意見があればお願いしたい。

<委員>

- ・ 第14章の解説で「すべての条例の基盤となる」、最高法規制とあるが、条例を作るにあたって、他の条例との整合性で苦労した部分などが知りたい。
- ・ 住民は個々で一生懸命仕事をしており、気がつくとな隣の事は何も分からなくなっているのではないか。お互いに情報を共有して理解し合う事は大切でないか。
行政は縦割りと言われているが、住民も縦割りのような気がする。
身近な課題を知ることから議論していければ良いのではないか。

- ・ 議会の組織等の解説の中で、「地方自治法第91条で市町村議員の定数が規定されている。」と解説されている。実際に自治基本条例が制定された市町村の中で、自治基本条例で議員定数が変わった自治体はあるか。

以前、住民会議で提案とか意見を出したことがある。その時、法令や条例、法律で決まっているので取り入れるのは難しいといわれた。自治基本条例を作ったとしても、地方自治法とは違うので取り入れないとならないか。ニセコ町の解説を読むと、まちづくり基本条例を優先するように書いてある。そのような場合はどうなるか。

- ・ 美幌町の場合は、地方自治法で議員定数が最高26名と決められている。27名・30名と自主的に決めようとしたら、条例より法律が上位なのでおそらく法令違反となるのではないか。

議会の役割や評価も含めて、定数より減らして良いと考えている人が増えているように思える。議会の役割は何か、議員が少なければ少ないほど良いとの議論にならないように、自治基本条例に盛り込むことによって、議会の正当な役割の議論が進むようになるのではないか。

- ・ 基本的には憲法とか地方自治法が最高位にあって、その枠の中での自治基本条例の位置付けになるのではないか。町の中で情報を共有するとか、町民の方達が色々な権利を共有する。町の中では最上位だけど、憲法とか地方自治法の枠の中での動きではないか。

自治基本条例の位置付けについて疑問を持っている人の中には、なぜ町で自治基本条例が必要かとの意見も出てくるのではないか。

- ・ 自治基本条例を作っても個人の自由だという人もいる。この場合、個人の自由はあるが、この町ではこのような決まりですと話すしかないのではないか。

みんなで話し合い条例を作っても、守られなければ何も変わらない事になってしまう。

自治法も有る、条例もある、個人の自由も有るでは、とても纏まりがつかないと疑問を持った。

- ・ 先程の議員定数は、地方自治法では地方議員の定数の上限が定められている。30名とか40名にしようと町で必要によって決めた時、地方自治法で縛ってきたら、なぜ30名とか40名にしてるか根拠を示して議論をしたら良いのではないか。自治権が認められているのだから、地方自治法によって美幌町の上限定数を26名と定めている方がおかしいと言う議論も必要によっては出てくるのかもしれない。

駄目なものは、その都度議論したら良いし、法律は誰かが決めたことだから決め直せば良いのではないか。

- ・ これからの町民会議は、どのような流れで進めて行くのか示してほしい。

ニセコ町の条例と他市町村の条例で、違う部分が有れば示してほしい。

- ・ ニセコ町のまちづくり基本条例に対する皆さんの意見内容は、条例そのものを読んだからではなく解説を読んで、なぜその条文が必要なのかと意見が出されている。ニセコ町は、なぜその条文を載せたのか、何が問題だったのか解説の中で整理をしている。

骨子を庁内委員会で作成するとの事だが、条文を載せた理由や解説も整理して示してほしい。条例だけでは議論が出来ないのではないか。

- ・ 叩き台は出来ているように思う。例えば、ニセコ町の条例の10条で「まちづくりに参加する権利」、町民はまちづくりに参加する権利を有するといった場合、現行の法律では、日本人以外は選挙権が与えられていない。なぜ選挙権がないのか。どこが悪くてどこが良いのか、具体的に認識しながら議論していくことが必要ではないか。

例えば、法律で認められていないなら、住民投票権は良いだろう等、我が町の具体例に則していくと見えて来るのではないか。

満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利も、選挙権が与えられていないということが現実的に出てくる。様々な方法を具体的に当てはめていくと物事が見えてくるのではないか。

議会の関係でいえば、議員の質問権はあるが意見表明権は基本的には含まれていないとか、町側が質問に答えることは義務づけられているが、反論することは認められていない。このようなことを議論していくと、何が障害になっていてまちづくりがスムーズに進まないのかが見えてくるのではないか。

条例作成の作業が終わり、条例の内容について聞かれたときには、ここにいる委員誰もが説明責任を持つことになるのではないか。

- ・ 北海道で23か24の市町村が自治基本条例を制定しているが、何のために制定したのか。制定してどのような成果があったのか。札幌市などの大都市では人口が多い中、何処まで条例が浸透しているのか疑問である。

条例を制定した市町村の住民に聞くと、実行に移されていないという話もある。何のために必要で制定したのか。成果はどうだったのかデータがほしい。

町には、総合計画もあるし色々な委員会もある。総合計画を策定している委員さんと、自治基本条例を策定している我々委員とは別の形で考えるか。我々の考えている方が優先されるのか、これまでのまちづくりの話はどうなるのかと分かりづらい。

条例の策定作業を進めていく前に、皆さんと同じ思いでいけるのか疑問に思った。

地方分権の中で、早いスピードで変わっていつている。この自治基本条例を作っていることによって、美幌町が置いていかれることはないか。

自治基本条例が本当に必要なのかという議論も必要ではないか。なぜ条例が必要なのかを理解した方が良いのではないか。

- ・ 美幌町には、くらし安全まちづくり条例がある。自治基本条例が制定されると、くらし安全まちづくり条例は何処が主体的になるか。

その上に自治基本条例が出来ると、包括的になるので身動きが取れないのではないかと感じている。

くらし安全まちづくり条例だけでなく、他の条例にも随所に見られることだと思うので、実効性のあるものにしてほしい。

自治会の中には、第一線を退いた人達で元気な方がいる。この人達は、私はこのようなことが出来ると、町に相談をしても何の返事も無い。色々な会議でこの人達は、どのようにして町に貢献をしたらよいのかという話しになる。自治基本条例が、そのことを解消する方策になるのではないか。

自治会の中には、自治基本条例は憲法違反だという方、なくても憲法や法律が網羅しているので必要がないと言う強硬な意見もある。

- ・ 人の結びつきは一緒に住んでいる自治会が基本だ。若い人が行事に参加しないのはお互いに垣根があるのでないか。

自治基本条例で垣根を取り払い、若い人も一緒に町づくりを出来るようになってほしい。そのことで町が変わるのではないか。

国や道や町がやっていることは正しい事ばかりではない。そこを会議の中で議論していけば良いのではないか。

- ・ 自治基本条例の内容を見ると、基本の中の基本だ。

条例は色々な分野に分かれている。これからの話し合いが、その分野に分かれて話しをするのか、グループごとに全ての分野について話し合いをするのか進め方を示してほしい。

【委員長】

- ・ 町には色々な条例がある。町が持っている情報を、町民の皆さんが自由に要求出来る情報公開条例を作っている。自治基本条例を作って行く過程では、情報公開条例と合わない部分が出てきたりすると、当然、整合性を取らなければならないし、既存の条例も整理していかなければならない。

例えば、ニセコ町まちづくり基本条例の構造図では、第6章「議会の役割と責務」で、説明員との討議とある。おそらく反問権の問題ではないか。議員さんの質問に町側が説明するだけでなく、議員さんに質問出来る事も盛り込まれている。そうすると、議会運営規則の中身も検討していかなければならないのではないか。

自治基本条例は、町の憲法といわれているものなので、時間が掛かったり苦労したりするが、広い範囲での条例等の見直しが当然出てくるのではないか。

整理して整合性を取らなければならないし、美幌町の独自性を出していかなければならないのではないか。

- 委員の皆さんも、それぞれの立場で仕事や地域活動などの関わりのなかで、色々な情報も持っている。美幌町のまちづくりの中に取り入れていき、それぞれの立場で情報を出していただきたい。一方的に行政側で作ることにはならないのではないか。

協働のためには、情報の共有化を図らなければならないと一般的にいわれている。

行政側は、議会、各種委員会への説明や広報に掲載したから良いという事ではなく、美幌町らしい情報提供の仕方を検討していかなければならない。条例を作り上げていく中で色々な意見があった方が良く、条例制定後も状況が変わってきたら見直していかなければならない。

人が変わっても自治基本条例の制度に乗って行けば、まちづくりに対して自由に活動が出来たり意見がいえようにならないといけない。

- 地方自治法では地方議員の上限の定数は決まっている。その範囲内で定数をどうするかは議会の判断によるのではないかと。
- 美幌町の議会議員の定数は現在14名であり、地方自治法の上限である26名を大幅に下回っている。

ニセコ町の条例では、「議会の組織及び議員の定数は、まちづくりにおける議会の役割を十分考慮して定められなければならない。」となっており、このことは定数削減を決めたことに対する説明責任が出てくることではないかと。

- 地方自治法の議員定数26名にしても、ある意味、根拠が何処に有るのか分からない部分もあるのではないかと。

法律だとか憲法に触れることを考えたら進んで行かなくなる。色々な事を議論していくなかで、以外な所に盲点があったりして、全国的な突破口になり得るかもしれない。

最初は、自由な発想で自由な論議をしていかないと進まなくなる。法律に抵触するしない、整合性のない部分は事務方の方で整理してもらおう。

美幌町らしい自治基本条例を作るためにも活発に議論してほしい。

- 今後の会議のなかで予定している、ワークショップの中で皆さんの思いを話してほしい。
具体的に、条例を制定してどうなったかは、そこに住んで居る人にしか分からないのではないかと。ニセコ町がどのように変わったかは外部から見ても分からないのではないかと。
皆さんのネットワークの中で情報収集もしてほしい。必要であれば事務局でも調べて、この町をどうしていくか考えていくべきではないかと。

- 分野に分かれて議論するのではなく、活発に議論が出来るようにグループに分かれて全体的話しをしていく方が良くないではないかと。

【事務局】

- ・ 次回は、条例制定市町村での特徴的条項や考え方や項目を整理、また、二セコ町との項目の比較も調べまして提出する。
- ・ 次回の仮テーマとして、町政への参加ということで整理していきたい。
次回開催時期については、3月下旬を予定。